

## 特定非営利活動法人リトルリーグ東関東連盟 定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人リトルリーグ東関東連盟という。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県佐倉市に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、野球を愛好する少年少女に対して、リトルリーグ野球を通じ子供たちが善良で礼儀正しい市民となるため目標を持たせ、社会人として巣立つ日に向け、チームワーク、スポーツマンシップ、フェアプレーの精神を養い、身につけることを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### (事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 少年少女の野球試合の開催と企画
- (2) 少年少女に向けたリトルリーグ野球及びティーボールの普及と指導
- (3) 前各号に掲げる事業を行うために必要な指導者及び審判員の養成
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、

「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、入会届を理事長に提出して申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会で定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、その理由の如何を問わずこれを返還しないものとする。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事10人以上25人以下

(2) 監事2人

2 理事のうち、1人を理事長とし、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会において選定する。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事長及び副理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する

(任期等)

第16条 役員任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する事業年度の終了時とする。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第5章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 入会金及び会費の額
- (3) 会員の除名
- (4) 理事及び監事の選任又は解任、報酬及び費用弁償
- (5) 事業計画及び予算並びにその変更
- (6) 事業報告及び決算
- (7) 借財、財産の処分及び譲受け
- (8) 合併
- (9) 解散
- (10) 清算人の選任
- (11) 残余財産の帰属
- (12) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第22条 理事長は、第21条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長及び議事録署名人)

第23条 総会の議長は、その総会に出席した理事の中から選出する。

2 総会に関する議事録署名人は、その総会において選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会の議事は、法令又はこの定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決する。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長、理事長及び議事録署名人が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面をもって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第28条 理事会は、定款、総会制定の規則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) この法人の業務執行に必要な事項であって、総会の議決事項とされていない、あら

## ゆる事項

### (開催)

第29条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

### (招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事による招集の請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。

### (議長及び議事録署名人)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事会に関する議事録署名人は、その理事会に出席した理事の中から2名選出する。

### (議決)

第32条 理事会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決する。

### (表決権等)

第33条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、書面で、又は他の理事を代理人として表決をすることができる。
- 3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

### (議事録)

第34条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第35条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の管理)

第36条 この法人の資産の管理方法は、理事会の議決により定める。

### (会計の原則)

第37条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (事業計画及び予算)

第38条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会及び総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### (予算及び事業計画の追加及び更正)

第40条 議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算及び事業計画の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第43条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第44条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第45条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第46条 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）するときは総会において、清算人を選任する。又は、選任しない場合は理事長が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

## 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	岡田	大輔
理事	津脇	尚志
同	山根	英勇
同	美濃	衛
同	梅原	宜幸
同	三関	修央
同	日下	祐二
同	杉森	包房
同	亘	博志
同	小澤	利秋
同	川村	一利
同	関根	章
同	長沼	肇彦
同	丸山	英二
同	野口	達也
同	福田	久
同	遠藤	益弘

同 檜山 敏昭  
同 伊橋 龍介  
同 中村 正史  
同 脇 光広  
同 須田 智  
監 事 石橋 聖一  
同 河野 雄治

3 この法人の設立当初の主たる事務所は、千葉県佐倉市中志津2丁目10番11号に置く。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から2015年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員入会金 金7万円

正会員会費 金11万円（1年間分）

賛助会員会費 金5千円（一口・1年間分）